

④ 抗 HLA 抗体検査の算定要件の見直し

第 1 基本的な考え方

「臓器移植抗体陽性診療ガイドライン」において、移植前の抗 HLA 抗体測定の意味に係る見直しがなされたことを踏まえ、抗 HLA 抗体の測定に係る対象患者及び要件の見直しを行う。

第 2 具体的な内容

1. 「臓器移植抗体陽性診療ガイドライン」において、移植前の抗 HLA 抗体測定の意味に係る見直しがなされたことを踏まえ、日本臓器移植ネットワークに移植希望者として登録された患者であって、輸血歴や妊娠歴等の医学的に既存抗体陽性が疑われるものについて、抗 HLA 抗体（スクリーニング検査）の対象患者に追加する。

改 定 案	現 行
<p>【自己抗体検査】 [算定要件] (29) 「46」の抗HLA抗体（スクリーニング検査）は、肺移植、心移植、肝移植、膵移植、小腸移植又は腎移植後の患者若しくは日本臓器移植ネットワークに移植希望者として登録された患者であって、<u>輸血歴や妊娠歴等から医学的に既存抗体陽性が疑われるもの</u>に対して実施した場合に、原則として1年に1回に限り算定する。ただし、抗体関連拒絶反応を強く疑う場合等、医学的必要性がある場合には、1年に1回に限り更に算定できる。なお、この場合においては、診療録及び診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的必要性を記載すること。</p>	<p>【自己抗体検査】 [算定要件] (29) 「46」の抗HLA抗体（スクリーニング検査）は、肺移植、心移植、肝移植、膵移植、小腸移植又は腎移植後の患者に対して実施した場合に、原則として1年に1回に限り算定する。ただし、抗体関連拒絶反応を強く疑う場合等、医学的必要性がある場合には、1年に1回に限り更に算定できる。なお、この場合においては、診療録及び診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的必要性を記載すること。</p>

2. 抗 HLA 抗体（抗体特異性同定検査）を算定できる要件について、日本臓器移植ネットワークに移植希望者として登録された患者であって、抗 HLA 抗体（スクリーニング検査）において既存抗体陽性が確認され

た患者に対して、抗HLA抗体獲得の確定を目的に行う場合を追加する。その上で、その結果に基づき脱感作療法を行った場合に、1年に2回に限り更に算定できることとする。

改 定 案	現 行
<p>【自己検体検査】 [算定要件] (30) 「47」の抗HLA抗体（抗体特異性同定検査）は、「46」の抗HLA抗体（スクリーニング検査）によって陽性が確認された症例について、<u>抗体関連拒絶反応の確定診断を目的に行われた場合、又は抗HLA抗体獲得の確定を目的に行われた場合に算定する。</u>ただし、抗体関連拒絶反応と診断された患者の経過観察時に行った場合<u>又は日本臓器移植ネットワークに移植希望者として登録された患者であって、「47」の抗HLA抗体（抗体特異性同定検査）の結果が陽性であったものに対して脱感作療法を行った場合には、1年に2回に限り更に算定できる。</u>なお、この場合においては、診療録及び診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的な必要性を記載すること。</p>	<p>【自己検体検査】 [算定要件] (30) 「47」の抗HLA抗体（抗体特異性同定検査）は、「46」の抗HLA抗体（スクリーニング検査）によって陽性が確認された症例について、抗体関連拒絶反応の確定診断を目的に行われた場合に算定する。ただし、抗体関連拒絶反応と診断された患者の経過観察時に行った場合には、1年に2回に限り更に算定できる。なお、この場合においては、診療録及び診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的な必要性を記載すること。</p>